

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人山本清一の上告趣意は、事実誤認の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。被告人本人は、上告趣意書と題する書面を提出したが、具体的な上告理由の記載がなく、不適法である。

よつて、同法四一四条、三八六条一項二号、三号、一八一条一項但書により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四九年四月一八日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	岸	上	康	夫
裁判官	大	隅	健	一郎
裁判官	藤	林	益	三
裁判官	下	田	武	三
裁判官	岸		盛	一